

駒ヶ根市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況【普通会計決算】

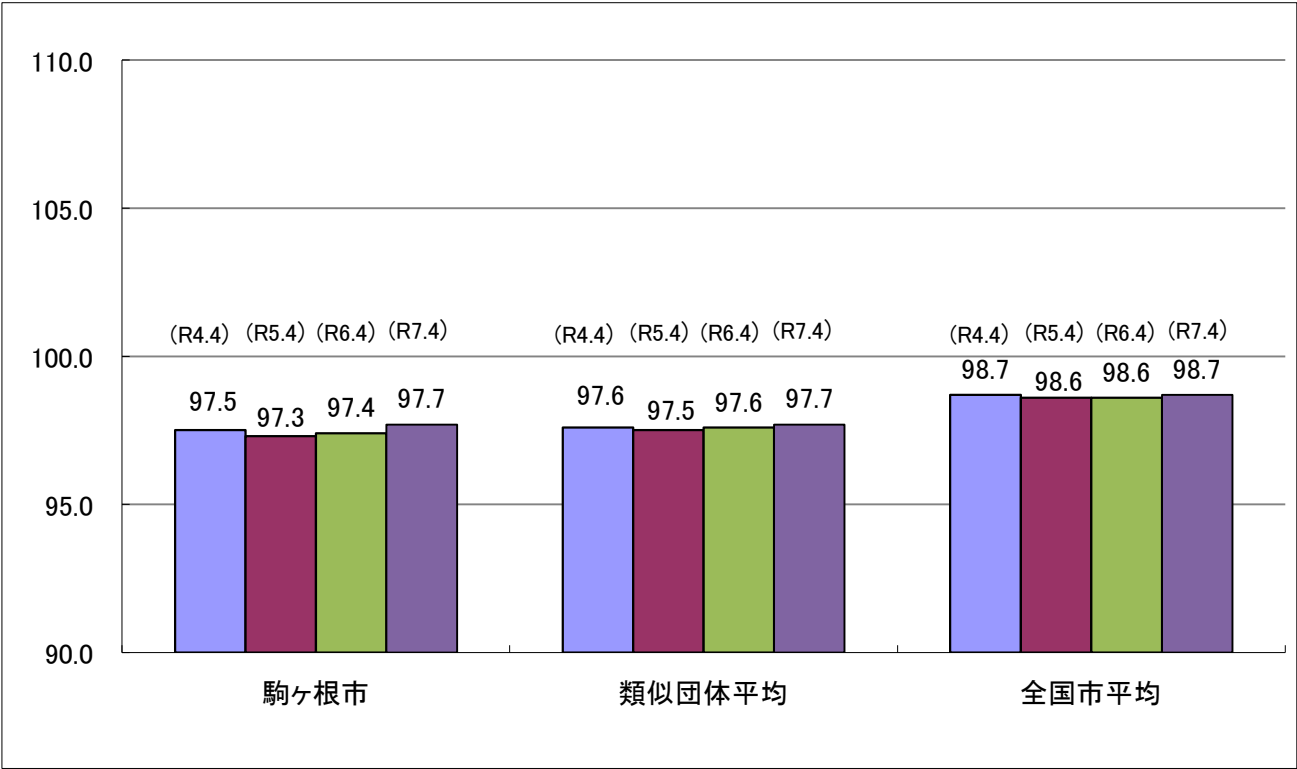
区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
6年度	人 31,325	千円 17,075,065	千円 761,486	千円 2,869,219	% 16.8	% 16.7

(2) 職員給与費の状況【普通会計決算】

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 257	千円 906,411	千円 133,115	千円 376,265	千円 1,415,791	千円 5,509	千円 6,004

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況【各年4月1日現在】



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ ○年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当しない

(4) 給与改定の状況

駒ヶ根市では人事委員会が設置されていないため、勧告はありません。

1) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
4年度	— 円	— 円	— (%)	— %	— %	— %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

2) 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
4年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

[実 施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

駒ヶ根市は、地域手当対象地域外のため支給はなし。

3) その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
駒ヶ根市	42.2 歳	328,255 円	374,963 円	359,773 円
長野県	44.8 歳	336,600 円	405,603 円	369,759 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,941 円	386,178 円	355,674 円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	A/B
駒ヶ根市	*	*	*	*	*	—	—	—	—
うちその他	*	*	*	*	*	—	—	—	—
長野県	*	*	*	*	*	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
類似団体	51.7	12	299,324	330,782	311,434	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該団体の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	
駒ヶ根市	5,736,857	—	—
うちその他	5,736,857	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況【令和7年4月1日現在】

区分		駒ヶ根市	長野県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	230,500 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	198,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	193,200 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況【令和7年4月1日現在】

区 分		経験年数 10年以上～15年未満	経験年数 15年以上～20年未満	経験年数 20年以上～25年未満	経験年数 25年以上～30年未満
一般行政職	大学卒	292,133 円	320,277 円	362,753 円	385,920 円
	高校卒	253,616 円	— 円	* 円	366,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	* 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

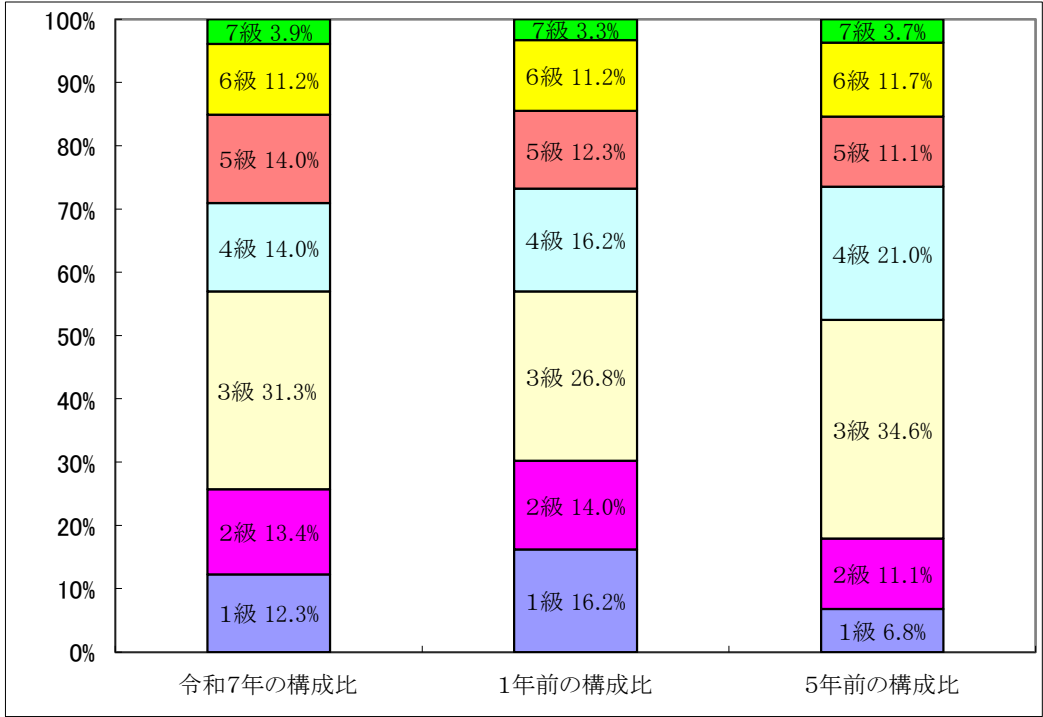
※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該団体の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7級	部長の職務 企画監又は技監（6級に掲げる企画監又は技監を除く）の職務	7人	3.9%	420,700円	463,000円
6級	課長の職務 調整幹の職務 企画監又は技監の職務	20人	11.2%	366,800円	427,000円
5級	課長補佐の職務 園長の職務 課長補佐又は園長の職務に相当する職務	25人	14.0%	332,600円	409,000円
4級	係長の職務 担当幹の職務 主任保育士又は主任教諭の職務	25人	14.0%	309,800円	396,500円
3級	主査の職務 特に高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	56人	31.3%	276,300円	364,200円
2級	主任の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	24人	13.4%	242,000円	316,800円
1級	主事又は技師の職務 定期的な業務を行う職務	22人	12.3%	195,800円	268,300円

(注) 1 駒ヶ根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)
(注) 国との給料表カーブ比較については、国家公務員行政職給料表(一)と同一金額の給料表を用いているため割愛する。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（駒ヶ根市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

駒ヶ根市	長野県	国
1人あたりの平均支給額(6年度) 1,553 千円	1人あたりの平均支給額(6年度) 1,796 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.375) 月分 (1.175) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.375) 月分 (1.000) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.375) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～15% ○管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級による加算措置 ○役職加算 5～20% ○管理職加算 10～25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

駒ヶ根市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 国に準ずる (退職時特別昇給 なし) 定年前早期退職特例措置(2～45%加算) 1人当り平均支給額 9,981 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和7年度決算)			—	千円
支給1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
—	— %	— 人	0 %	

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		34	千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)		4,250	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		2.8	%
手当の種類(手当数)		全6種類	
手 当 の 名 称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫等作業手当	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場所において、特殊な作業に従事した職員	4,800円	日額 500円
死病人取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員 行旅病人の救助、看護等に従事した職員		死亡1体2,500円 病人1件1,500円
用地交渉手当	用地の取得又は物件、権利の補償に関し、特に困難な交渉業務に従事した職員		日額 250円 (2時間未満200円)
死亡動物取扱手当	正規の勤務時間外に招集を受けて出勤し、犬、ねこ等の動物の死体の処理作業に従事した職員	27,200円	1体 500円
危険作業等従事手当	異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生する危険性の高い現場において、道路、河川等の巡回監視、居住者等の避難誘導、応急復旧作業又は災害状況調査に従事した職員		巡回監視、避難誘導 日額 300円
	勤務環境の劣悪な現場で行う作業に従事した職員 崩落の危険がある現場での監督、調査、測量又は不法投棄処理 病虫害の防除等のために行う有害物散布作業に直接従事する等		応急作業、調査、 測量、不法投棄処 理等
相談業務従事手当	相談者等と直接接して行う面接、相談、指導、診察等の立会い及び入所等の業務のうち、特に市長が認めるものに従事した職員 (社会福祉主事、保育士及び教諭、保健師、看護師、相談員)	1,000円	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	47,397	千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	204	千円
支給実績(5年度決算)	49,887	千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	216	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員

数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額 3,000円 ・配偶者外の扶養親族 子 月額 11,500円 父母等 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 子 月額 11,500円 父母等 月額 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 (1人につき・加算額) 月額 5,000円	同じ		33,064千円	280,206円
住居手当	借家等 自ら居住するための住宅を借り受け、居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ		16,267千円	262,368円
通勤手当	通勤のために公共交通機関等を利用、自動車等の使用を常例とすること、通勤距離が片道2km以上である職員に支給されます。 公共交通機関等の利用者 実費(150,000円限度) 自動車等の使用者 通勤距離により 2,000～66,400円	一部異なる	距離に応じた支給額の区分及び最高支給額が異なる。 自動車等の使用者 通勤距離により、2,000円～66,400円	8,373千円	49,252円
管理職手当	部長相当職 12% 課長相当職 9%	一部異なる	本府省課長25%から課長補佐8%まで、役職に応じて、6段階	14,370千円	479,012円
宿日直手当	正規の勤務時間外に宿日直した場合 一般の宿日直 4,900円 5時間未満の場合 2,450円	異なる	4,200円～5,900円 (5時間未満は2分の1)	1,158千円	9,800円
寒冷地手当	1 1月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額6,600円	同じ		19,064千円	76,562円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	830,000円	(参考)類似団体における最高/最低額
			980,000 円 / 525,700 円
報酬	副市長	670,000円	794,000 円 / 495,700 円
	議長	404,000円	530,000 円 / 327,000 円
	副議長	338,000円	470,000 円 / 279,000 円
期末手当	議員	313,000円	450,000 円 / 259,000 円
	市長	(令和6年度支給割合)	
	副市長	3.40月	
退職手当	議長	(令和6年度支給割合)	
	副議長	3.40月	
	議員		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.42	16,732,800円 任期毎
	備考	給料月額×在職月数×0.29	9,326,400円 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

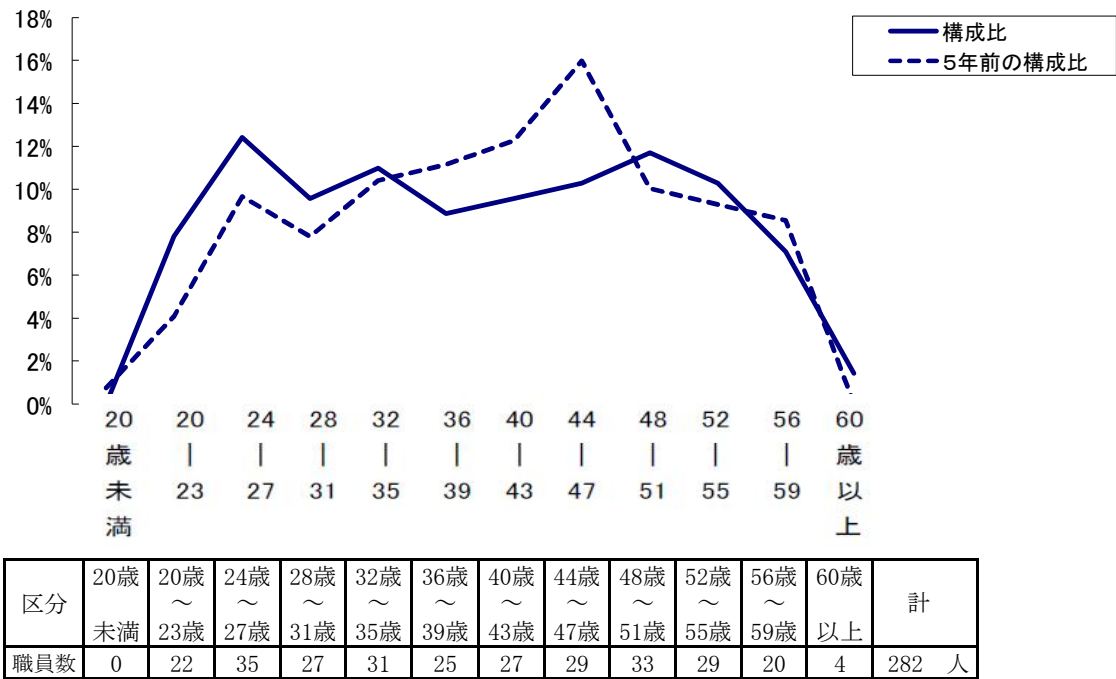
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年増 減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	
	総 務	62	64	△ 2	(減)人事異動による減員
	税 務	18	18	0	
	民 生	65	66	△ 1	(減)人事異動による減員
	衛 生	23	23	0	
	労 働	1	1	0	
	農 林	17	17	0	
	商 工	10	11	△ 1	(減)人事異動による減員
	土 木	23	23	0	
	計	221	225	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.55 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 70.52 人
	教育部門	34	32	2	(増)人事異動による増員
会計部門	消防部門	0	0	0	
	小 計	255	257	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.40 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 90.75 人
	水道	6	6	0	
	下水道	6	5	1	(増)人事異動による減員
	国保事業	6	6	0	
公営企業等	介護保険	9	9	0	
	小 計	27	26	1	
合 計		282 [351]	283 [351]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.02 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	214	217	218	220	225	221	7 (3.27 %)
教育	29	29	30	31	32	34	5 (17.24 %)
警察	—	—	—	—	—	—	— (— %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (— %)
普通会計計	243	246	248	251	257	255	12 (4.94 %)
公営企業会計計	26	24	26	26	26	27	1 (3.85 %)
総合計	269	270	274	277	283	282	13 (4.83 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 勤務時間その他の勤務条件に関すること

(1) 勤務時間の状況【標準的な職場】

本		庁	
勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後12時から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

※ 職員の勤務時間は、この標準的な職場のほか、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、午前7時から午後10時までの時間帯の中において、弾力的に運用しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の状況					前年の状況	2年前の状況
総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)	平均取得日数	平均取得日数
日	日	人	日	%	日	日
4,760	2,891	235	12.3	60.7	11.4	11.4

(注) 1 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの全期間を在職した職員に限りです。
2 当該期間の中途の採用、退職職員及び当該期間中に育児休業、休職等の事由のある職員並びに派遣職員は除かれます。

8 育児休業の取得状況

(令和6年度)

区分	女性	男性
新規取得	2 人	1 人
前年度から継続	15 人	0 人

9 分限処分者及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者の状況

令和7年度、分限処分に付された職員は、1名でした。

分限処分 : 職員が一定の事由によってその職を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます。
分限処分は、公務能率の維持と適正な行政運営の確保を目的として行われます。

(2) 懲戒処分者の状況

令和7年度、懲戒処分に付された職員は、いませんでした。

懲戒処分 : 職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及して行う行政上の制裁・処罰をいいます。
懲戒処分は、職員の行った行為に対し、道義的責任を問うことにより、公務の規律と秩序を維持することを目的として行われます。
懲戒事由として、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があげられています。

10 その他の報告事項

(1) 公平委員会の報告状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に受理した件数を報告します

区 分	受理件数	審査中件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件	0件

措置要求：職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置がとられるべきことを要求することができます。
要求があった場合は、公平委員会は審査を行い、地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければなりません。

不服申立て：懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して、審査請求又は異議申立てをすることができます。
公平委員会は、不服申立てを受理した場合は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づき、必要がある場合には、処分者である地方公共団体に、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。

11 福利厚生事業の状況

(1) 職員互助会の設置

地方公務員法第42条に基づき、職員の保険その他厚生に関する事業を実施するため、駒ヶ根市職員共済組合が組織されています。

運営：駒ヶ根市職員共済組合の運営は、組合員からの組合費(毎月給料月額3.25/1000+200円)と市からの委託料で行われています。

補助率：駒ヶ根市職員共済組合への公費補助率は 42.2%です。(令和6年度)

12 退職の職員管理の状況(令和7年3月31日現在)

駒ヶ根市職員の退職管理に関する条例に基づく届出ありませんでした。

退職管理：管理又は監督の地位にある職員であった者で、退職後に営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)は、就職後2年間任命権者に届け出なければならないこととされています。

13 研修の状況

(令和6年度)

研 修 内 容		参加人数(延べ)
職層別研修	新規採用職員研修・中堅職員研修・管理監督者研修 他	84人
専門研修	情報セキュリティ・法制執務研修 他	33人
派遣研修	国、県等他団体への派遣研修	2人
その他	メンタルヘルス研修・人事評価研修 他	227人